

JDA第20回通常総会開催 6月15日(月) 東京・鉄鋼会館



公益社団法人全国運転代行協会第20回通常総会が、6月15日(月)午後1時から東京都中央区、鉄鋼会館において開催されました。来賓として警察庁から交通局交通企画課高島係長、国土交通省から自動車局旅客課亀山課長補佐、さらに東京交通新聞社二村社長、優良運転代行業者評価認定委員会埜委員長にご出席をいただき、丹澤会長の挨拶に続いて高島係長、亀山課長補佐、二村社長からそれぞれ挨拶をいただいた後、以下の議案審議に入りました。

議案は第1号議案から第6号議案全て異議なく承認、可決されました。

JDA 第20回通常総会報告及び決議事項

- | | |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 平成26年度事業報告・決算報告の件 |
| 第2号議案 | 平成27年度事業計画の件 |
| 第3号議案 | 平成27年度収支予算案の件 |
| 第4号議案 | 定款変更の件 |
| 第5号議案 | 役員補充の件 |
| 第6号議案 | その他 |

ご挨拶

公益社団法人全国運転代行協会

会長 丹澤忠義



記念すべき公益社団法人全国運転代行協会第20回総会を開催するにあたり、挨拶申し上げます。

思えば、平成8年に運転代行業界の総意を結集するために、大方の賛同をいただき当協会の前身である社団法人全国運転代行協会が誕生してから、本日20年目の節目を迎えることができましたことは、長年運転代行業界に携わってきた一員として、誠に感慨無量の思いがいたします。

飲酒運転根絶の受け皿として誕生した運転代行業は、その社会的な役割を確固たるものとすべく、平成14年に「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」が制定され、一定のルールに基づいた事業運営が義務付けられました。その間に当時2,700社であった業者数は毎年増え続け、現在は全国で約8,900社が認定業者として活動されています。

あらためて今日の運転代行業界の状況をみるに、残念ながら誠に憂慮すべき問題を多々抱えていると云わざるを得ません。法で定められた損害賠償措置を講じていない、随伴用自動車に定められた表示をしていない、従業員に道路交通法順守を徹底させていない、等等の不適正事業者が全国的に少なからず存在し、業界の社会的信頼を失墜させていることは誠に遺憾であります。

当協会では、こうした現状から一日でも早く脱却すべく、まず我々事業者に改めて法令の内容を確認し、順守の徹底を図るための法令順守マニュアルを作成いたしました。さらに一般利用者に向けて、運転代行を利用する際の指針として運転代行利用ガイドラインを作成し、警察庁のご協力をいただき全国の運転免許センター等から一般ドライバーのお手元に、全国飲食業生活衛生同業組合連合会（全飲連）のご協力をいただき全国の飲食店経営者の皆様に配布することといたします。

加えて、引き続き当協会公益事業の三本柱である交通安全講習会、飲酒運転根絶を地域社会に訴えるキャンペーン街頭活動、利用者に優良な運転代行を利用いただくための目安となる優良運転代行業者評価制度を本年も推進してまいります。

警察庁交通企画課高島係長、国土交通省旅客運送適正化推進室因泥室長からの当協会へのお言葉にあるとおり、両省庁におかれましても運転代行業界の健全化に向けての当協会の活動に期待と激励と支援を表明されています。そのためには、真に運転代行の総意を結集する団体であると胸を張って表明できるほどの組織力の増大が、いま協会に課せられた重要課題であると自覚しております。私はじめ役員一同及び事務局が一丸となって組織力強化に取り組む所存でありますので、会員各位におかれましても、なにとぞお力をお貸しいただきたく心よりお願い申し上げます。

終わりに、会員各位のご健勝と事業のご発展を祈念し、挨拶とさせていただきます。

来賓・行政担当官ご挨拶

警察庁交通局交通企画課
係長 高島 史典



警察庁交通企画課の高島でございます。

本日は、公益社団法人全国運転代行協会第20回通常総会にお招きいただき、大変光栄に存じます。御参会の皆様方には、平素より、警察行政の各般にわたり、御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本来であれば、当課長から御挨拶申し上げるところ、公務のため出席が叶いませんでしたので、私の方から御挨拶申し上げます。

さて、昨年、交通事故による死者数が4,113人となり、14年連続の減少となるとともに、交通事故発生件数及び負傷者数も10年連続で減少いたしましたのはご案内のとおりです。

これも皆様方を始めとする、関係各位の御努力の賜と感謝する次第であります。

しかしながら、本年の交通事故死者数は、昨年と同水準で推移しており、5月末現在（概数）でも1,606人と、前年同期と比べ2人の減少（－0.1％）にとどまるなど、交通事故情勢は厳しい状況にあります。

また、飲酒運転による交通死亡事故につきましても、平成14年以降、累次の飲酒運転の厳罰化、飲酒運転根絶に対する社会的気運の高まりにより大幅に減少してきましたが、4月末現在では59件発生しており、いまだに飲酒運転により多くの尊い命が犠牲となっている状況にあります。

警察といたしましては、こうした現状を踏まえ、交通事故死者数の更なる減少に向け、より緻密な交通事故分析に基づく効果的な交通事故抑止対策の推進等に努めておりますが、飲酒運転根絶の観点からは、その受皿としての運転代行サービスの更なる普及促進を図っていくことが重要であると考えております。

警察庁では、平成24年3月に国土交通省と共に「安全・安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」を策定し、自動車運転代行業の健全化及び利用者の利便性・安心感の向上を図るための施策を推進してきたところでございます。

貴協会におかれましても、関係業界団体等と連携し、優良運転代行業者評価制度を創設されたほか運転代行利用ガイドライン等を作成するなど、業界を挙げて更なる自動車運転代行業の健全化に取り組みされており、警察といたしまして大変心強く感じているところであります。

引き続き、自動車運転代行業界が手を携え、業界の健全化に向けて主体的に取り組まれることを強く期待しているところでございます。

終わりに、貴協会の一層の御発展と本日御参会の皆様方の御健勝を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

来賓・行政担当官ご挨拶

国土交通省自動車局旅客課

課長補佐 亀山 高広



国土交通省自動車局旅客課旅客運送適正化推進室の亀山でございます。

本日は当室長が出席しましてご挨拶申し上げるところでございますが、業務の都合により欠席となりましたので、私が代わりまして室長の御挨拶を代読させていただきます。

本日は、全国からたくさんの皆さまがお集まりになり、全国運転代行協会の節目となります20回目の通常総会が開催されましたことをお喜び申し上げます。

自動車運転代行業については、「飲酒運転撲滅」という社会的要請に応える輸送サービスとして、いまや国民生活に欠くことのできない産業の一つとなっております。

協会会員の皆さまにおかれましては、これまでの間、運転代行業界発展のため、様々な活動に御尽力いただきましたことを、改めて感謝する次第です。

また、本年4月からの自動車運転代行業に関する事務・権限の移譲に関しまして、皆さまから多大なる御協力をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。

さて、総会の開催に当たり、御挨拶の機会を頂戴したわけですが、折角の機会でありますので、本日はいつもの挨拶とは趣を変えて、私の方から皆さまに3つのお願いをさせていただきたいと思います。

まず、一つ目のお願いは、この全国運転代行協会の組織率の向上であります。

違法行為の防止やサービスの向上を推進していくためには、業界全体の底上げを図るとともに、業界が一丸となって様々な取り組みを進めていく必要があります。

是非とも、協会の組織率向上を図っていただき、会員相互の意見交換や情報共有などを通じて、コンプライアンス意識の醸成や利用者ニーズに対応した良質なサービスの提供に努めていただきたいと思います。

次に、二つ目のお願いは、更なる事故防止の徹底であります。

去る6月12日に浜松で3人の方が死傷するという、随伴車の事故が報道されたところです。

このようなマスコミの報道だけではなく、今や、個人から発信された情報が、インターネットによって、瞬時に全国まで拡散する時代になっております。

例え軽微な事故であっても、ひとたび事故を起こしてしまえば、時としてその事故の内容は広く世間に広まることとなり、当事者である事業者の評判を貶めるだけではなく、ひいては運転代行業界全体の信頼を損なうことにも繋がりがかねません。

皆さま方におかれましては、日頃から「安全運転」に心がけて業務に取り組んでおられることは十分承知していますが、今一度、初心に返る気持ちで、ドライバーへの指導教育を含めた事故防止の徹底に努めていただきたいと思います。

次に三つ目のお願いですが、お願いをする前に、皆さまへお知らせさせていただきたいことがあります。

それは私ども国土交通省といたしまして、今般、運転代行業界の皆さまと利用者保護に関する意見交換会を実施させていただくというものです。

これまで国土交通省と業界の皆さまとの間で、十分な意思疎通が図られる環境になっていないことを感じていたこともあり、この点についての反省に立つとともに、丹澤会長を始め、協会事務局からの強い働きかけもありましたことから、意見交換会が実現する運びとなったものであります。

この会議では、広く皆さまからの御意見を頂戴しながら、業界の適正化や健全化、更には活性化に向けた意見交換をしてみたいと考えておりますので、この会議の趣旨をご理解頂きまして、皆さまの御協力を賜りますよう宜しくお願いいたします。

最後になりますが、本日で列席の皆さまの御健勝と運転代行業界の益々の御発展、並びに本日の総会が実りある会合となりますことを祈念しまして、私の挨拶に代えさせていただきます。

「運転代行利用ガイドライン」を 新規顧客獲得のツールに使いましょう

この度、当協会では運転代行利用促進ツールとして、利用者の方々に運転代行の利用の仕方やルールを知っていただくため、「運転代行利用ガイドライン」と「ガイドラインポケット版」を作成しました。当協会が実施した利用者向けアンケートの結果によると、「運転代行を知っているが利用したことがない」「利用方法がわからない」「安心して頼める代行業者の見分け方は？」などという方が数多くいらっしゃいました。



これらのツールを活用して地域の自動車ユーザーに運転代行を知っていただき、利用の促進を図るための取り組みを、始めましょう。

レジャー、帰省など飲酒の機会が増える季節がやってきます。今こそ、新規顧客の獲得に向けて準備しましょう。

主な利用方法

●飲食店に置き、利用客に配布。

全飲連（全国飲食店生活衛生同業組合連合会）

本部を通じて各都道府県組合にお配りしています。

●支部活動、地域活動の一環として取り組んでいるイベント・キャンペーンで配布。

●行政や企業、団体等に置いていただき配布。

●顧客へ配布。リピートしていただく。

頒布価格

ガイドライン

1セット 100冊入り（送料込み）1,500円

ポケット版

1セット 200枚入り（送料込み）2,000円

ガイドライン、ガイドラインポケット版をご希望の方は、別紙申込用紙で事務局までお申し込みください。

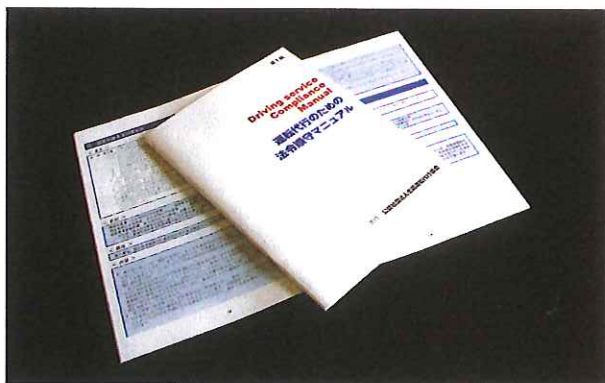
業界健全化の手引き、協会制作の 「法令順守マニュアル」で従業員教育を

本年4月から、運転代行業務の地方自治体への移譲する機会をとらえて、この度、利用者の生命・財産をお預かりする運転代行業界の更なる健全化を実現するため、運転代行業者へ向けて代行業を営むうえで知っておく必要のある諸法令と解説等を掲載した法令順守マニュアルを作成いたしました。

このマニュアルは、自己点検チェック表をもとに、運転代行業法各項目の法的根拠条文、罰則規定、趣旨、内容をまとめたものです。健全に運転代行業を営むために、このマニュアルを使って現行法に対する知識を深め、併せて従業員教育等にご活用ください。

支部長各位にお願い

この法令順守マニュアルを、都道府県運転代行担当窓口に向け、協会活動の一環としてご紹介ください。



なお、会員の皆様には、総会案内とともに1部送付済みです。

●新規加入者→会員証と共に送付します。

●追加送付をご希望の方は事務局へご連絡ください。

役員選任のお知らせ

当協会の安藤宗行専務理事辞任にともない、顧問栗原和夫が当協会第20回総会において理事に選任され、本年度第2回理事会において専務理事に選定されました。

マイナンバー制度が導入されます

制度の概要について理解しましょう

社会保障・税番号制度の目的

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）が成立し（平成25年5月31日公布）、社会保障・税番号制度が導入されます。社会保障・税番号制度は、より公平な社会保障制度や税制の基盤であると共に、情報化社会のインフラとして、国民の利便性の向上や行政の効率化に資するものです。

個人番号については、まず社会保障分野、税分野などに利用範囲を限定して導入します。

一方、法人番号については、広く一般に公表されるものであり、官民間問わず様々な用途で活用が可能とされています。

今後の導入スケジュール

社会保障・税番号制度の導入スケジュールは、現在のところ、平成27年10月から個人番号・法人番号の通知、平成28年1月から順次、社会保障、税、災害対策分野で利用開始することが予定されています（注）。

これを踏まえると、税分野での利用は、「番号法整備法」に基づき、所得税については平成28年分の申告書から、法人税については平成28年1月以降に開始する年度に係る申告書から、法定調書については平成28年1月以降の金銭等の支払等に係るものから、申請書等については平成28年1月以降に提出するものから個人番号・法人番号の記載が開始されることになります。

（注）番号法の施行日は、番号法附則において、「制令で定める日から施行する」とされています。

社会保障・税番号制の概要

（1）個人番号・法人番号の通知等

個人番号については、市町村長が、住民票コードを変換して得られる番号を指定し、通知カードにより通知します。その利用に当たっては、番号法に規定する場合を除き、他人に個人情報の提供を求めることは禁止されています。法人番号については、国税庁長官が、法務省の有する会社法人等番号等を基礎として指定し、書面により通知します。また、法人等の基本情報（①商号または名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号）については、原則として、インターネットを利用して検索・閲覧可能なサービスを提供することとしています。

（2）国税分野での利活用

国税分野においては、確定申告書、法定調書等の税務関係書類に個人番号・法人番号が記載されることから、法定調書の名寄せ申告書との突合が、個人番号・法人番号を用いて、より正確かつ効率的に行えるようになり、所得把握の正確性が向上し、適正・公平な課税に資するものと考えています。他方で、個人番号・法人番号を利用しても事業所得や海外資産・取引情報の把握には限界があり、個人番号・法人番号が記載された法定調書だけでは把握・確認が困難な取引等もあるため、全ての所得を把握することは困難であることに留意が必要です。

（3）納税者等の利便性の向上

社会保障・税番号制度の導入に伴い、①住民基本台帳ネットワークシステムを活用した、確定申告手続きにおける住民票の添付省略、②国と地方にそれぞれ提出する義務のある給与・年金の源泉徴収票・支払報告書の一元化などが考えられ、納税者等の利便性の向上が期待できます。

国税庁の取組

国税庁では、社会保障・税番号制度導入に向けて、①法人番号の付番機関として、法人番号の指定等を行う「法人番号システム」の構築、②個人番号・法人番号の利用期間として、KSKシステム、e-Taxなどの既存システムの改修など、国税分野での円滑な個人番号・法人番号の利用のための準備を進めています。

支部活動報告

全国各地で、交通安全講習会・飲酒運転根絶キャンペーン街頭活動盛大に開催!

交通安全講習会

●山梨県支部

2月8日(日)、甲府市川田町の山梨県立青少年センターにおいて、当協会山梨県支部山梨協力会主催で交通安全講習会が開催されました。

来賓の国土交通省関東運輸局岡村主席運輸企画専門官、山梨県警察本部交通企画課渡辺課長補佐がそれぞれ有益な講話をされました。さらに当協会丹澤会長が権限移譲に伴う地域毎の取り組み方と代行利用拡大の方策について述べられ、従業員を含めた参加者45名の講習会は無事終了しました。



●宮崎県支部

2月11日(水)、宮崎市宮崎観光ホテルにおいて当協会宮崎県支部主催の第27回宮崎県合同安全研修会が開催されました。

来賓として宮崎県警察本部交通企画課垂水課長補佐、宮崎県中小企業団体中央会勢井事務局長よりご挨拶をいただきました。講演第1部は宮崎県経済連羽田相談役より組織運営について、第2部は当協会霜鳥、辻岡理事が協会の活動内容、特に業界健全化についての取り組みについて発表がなされました。本研修会は、運転代行業者のみならず、飲食店関係者ほか県下諸団体の方々が出席され、盛大な会となりました。



●長崎県自動車運転代行業連絡協議会総会開催

2月18日(水)、長崎県内各地区の運転代行業者が参加して大村警察署会議室において「第5回長崎県自動車運転代行業連絡協議会」が開催されました。この協議会は、長崎県警交通企画課を事務局として飲酒運転根絶と代行利用促進を訴える官民一体のなった組織です。今回の総会には、当協会丹澤会長が招聘され、業界の成り立ちと問題点、解決の道筋等について講演し、参加者の共感を呼びました。



●栃木県支部

3月1日(日)、栃木県総合文化センターにおいて当協会主催、ジェイ・ディ共済協同組合後援により、栃木県交通安全講習会が開催されました。

この講習会は、宇都宮中央警察署、南警察署、東警察署管内の運転代行業者と代行従業者140名が参加、開催されました。来賓として県下飲食店関連組織の代表の方々のほか、佐藤宇都宮市長も駆けつけていただき、ご挨拶を頂きました。



●奈良県支部

3月15日(日)、協会奈良県支部(柳瀬支部長)主催により、「運転代行適正化講習会」が奈良県運輸支局で開催されました。



今回は地方自治体への運転代行業務・権限移譲後の担当窓口となる奈良県県土マネジメント部地域交通課中川主事にご出席いただきました。(P9へ続く)

講習内容は、奈良県警察本部交通企画課今村警部と辻巡査部長により違法行為に対する行政処分についての説明と、奈良運輸支局中垣専門官から料金や損害賠償措置、タクシー類似行為の違法性等についての説明がなされました。

●北海道支部

4月26日(日)、札幌市北海道立道民活動センターにおいて「交通事故防止」特別研修と代行利用促進のための講習会が開催されました。主催者を代表して当協会丹澤会長より「適正な運転代行業界の発展のために」と題して講演が行われ、参加者の共感を呼びました。

来賓として北海道総合政策部交通企画課曾根主幹、道警本部交通企画課木下警部にご出席いただき、木それぞれ業界健全化と事故防止についての講演がなされ、その後の質疑応答時間には、事業者からの熱心な質疑と行政側からの真摯な会合等が交わされるなど、充実した講習会となりました。



飲酒運転根絶街頭活動

●滋賀県支部

5月9日(土)、滋賀県イオンタウン野洲において、春の交通安全運動を前に滋賀県守山署主催の出陣式が行われました。守山署長、守山市長、野洲市長、滋賀県交通安全協会、当協会滋賀県支部(辻支部長)、運転代行協会滋賀、から総勢100名ほどが参加し、盛大に開催されました。

交通ルールを守ること、悪質な交通違反や飲酒運転の根絶を参加者一同誓い合うと共に、市民にも訴えかけました。各来賓の挨拶の後、パトカー等関係車両10台が出陣していきました。



●山梨県支部

5月13日(水)夜、南甲府警察署が主催し当協会山梨県支部・運転代行協会(田中支部長・会長)と山梨県タクシー協会が協力して、2班に別れて市内の飲食店にチラシを配布しながら、飲酒運転事故の実状を訴えて飲酒運転根絶への協力を要請しました。



●茨城県支部

5月7日(木)、協会茨城県支部(中山支部長)では「春の交通安全運動」に先駆け、土浦地区運転代行業連絡協議会と協賛して、イオン土浦において飲酒運転撲滅キャンペーンを開催しました。これには市内8事業者が参加、飲酒運転根絶と交通安全を市民に呼びかけました。

さらに5月10日(日)、土浦市青年会議所の呼び掛けに応じて、霞ヶ浦総合公園で開催された「いばらぎは宇宙であるin土浦」に参加、中山支部長が「交通事故から子どもを守ろう」と、会場の子ども達を舞台に上げて、一緒に来場者に交通安全を呼び掛けました。



●滋賀県支部

5月16日(土)、協会滋賀県支部(辻支部長)では守山市の商業施設「ピエリ守山」において開催された交通安全イベントに参加しました。このイベントは守山警察署とピエリ守山が主催して(P9へ続く)



協会滋賀県支部が協賛して行われました。イベントでは子供達を交通事故から守ることを目的に「スタンプラリー」が実施され、参加者には「子供免許証」が交付されるとあって、スタンプラリーの各ポイントとなる当協会他の各ブースには、子供連れの各参加者があふれていました。

●栃木県支部

5月24日(日)、栃木県宇都宮市で恒例のカクテルカーニバルが盛大に開催されました。この催しは宇都宮市が「カクテルの街」として街起こししていることと併せて、世界のナベサガこと渡辺貞夫さんの出身地であることから、ジャズを聴きながらカクテルを楽しもうというねらい。協会栃木県支部(板橋支部長)が参加したこのイベントは、飲食業界と飲酒運転根絶の受け皿としての代行業界との連携により、永年にわたって開催されてきた催しです。



●滋賀県支部

6月7日(日)、滋賀県犬上郡にある麒麟ビール(株)滋賀工場にて、11年ぶりに「麒麟滋賀フェスティバル」が開催されました。

当日は「麒麟ビール一番搾り生ビール」をはじめとする工場できたての生ビールが楽しめるだけでなく、滋賀県ならではの味覚を楽しむことができ、多くの方が参加しました。

このイベントの、「飲酒運転リスクを抑え、お酒をおいしく、安全・安心に楽しむ一日を提供したい」とのテーマから、ドライバーの皆様に協力いただき、アルコールチェックを実施しました。

当協会滋賀県支部(辻支部長)は、運転代行ブースを設置し、代行配車を受け付けクルマによる来場者



が安心して飲酒を楽しめるよう、一役買いました。また、運転代行に対するニーズを把握し、利用促進を図るため、利用者向けアンケートを実施しました。

●「飲酒運転をさせないTOKYOキャンペーン」

7月1日(水)、東京・アーバンドックららぽーと豊洲にて「飲酒運転をさせないTOKYOキャンペーン」のイベントが行われました。このキャンペーンは東京都が警視庁や都内関係団体と連携し、レジャーや規制中に飲酒する機会が増える夏季に、毎年行っている飲酒運転根絶に向けての取り組みです。今回は、一人一人の交通安全に対する意識を高めたいとの思いから、主婦層、観光客を対象に都内の大型ショッピングモールで行われました。



●北海道支部

7月10日(金)、おたるマリン広場、第3埠頭多目的広場において「2015おたる安全・安心夏の市民出動式」が、小樽市と小樽警察署の主催で行われました。当日は晴天に恵まれ、小樽市民をはじめ海上保安庁、交通安全協会、防犯協会連合会等の関係団体が集い、運転代行業界からは当協会北海道支部(樋渡支部長)の会員、地元事業者が参加しました。

出陣式は参加者が人波をつくり、のぼり旗で「旗の波作戦」を展開、白バイの先導で各団体の車両が出動しました。昨年7月、おたるドリームビーチで起きた飲酒ひき逃げ事件の現場で行われた献花式には、協会を代表して丹澤会長の代理、樋渡支部長が献花しました。飲酒運転根絶に取り組んでいる協会の諸活動と、ジェイ・ディ共済主催の「全国こども書道コンクール」が、小樽市や小樽警察署をはじめとする関係団体より高い評価を受けました。



TOPICS

業界の適正化・活性化に向けて 国土交通省と当協会で意見交換会開催



去る6月23日、品川プリンスホテルにおいて、国土交通省旅客運送適正化推進室の因泥室長と、当協会理事及び監事全員との間で、意見交換会が開

かれました。これは、運転代行業界の実態を事業者から直接聞きたいとの国土交通省からの呼びかけで実現したものです。

支部長を兼任する大半の理事からは、料金の低価格化、違法行為の実態、不適正事業者の存在等、各県下における業界の実態と問題点について報告がなされました。

これを受けて国土交通省因泥室長からは、「引き続き意見交換会を実施し、業界の適正化、活性化に向けて具体的な方策を検討する材料としたい」との考えが示されました。

全飲連(全国飲食業生活衛生同業組合連合会) 全国福島県大会に、丹澤会長が参列

去る6月24日、全飲連(全国飲食業生活衛生同業組合連合会)主催の「第53回全飲連全国福島県大会」が、福島市飯坂温泉「パルセ飯坂」において盛大に開催されました。

全飲連は、優良運転代行業者名を各都道府県組合参加店に周知いただくなど、永年にわたり飲酒運転根絶と運転代行の利用促進に関して、暖かなご支援をいただいている組織で、組合員数は全国で10万店に及んでいます。

例年、丹澤会長はこの全国大会に参列し祝意を表しております。さらに本年は出席された約1,500店に、



協会制作の「運転代行利用ガイドライン」ポケット版をお配りしました。今後も飲酒運転根絶と運転代行業界の健全化に向けてのご支援を頂けるよう、丹澤会長から森川理事長にお願いしました。

優良運転代行業者評価認定委員会だより

**「優良運転代行業者評価制度」は本年11月1日から第2期に入ります。
更新、新規申請の方々には、近々詳細をご案内いたします。**

優良運転代行業者評価認定委員会では、本年11月をもって第2期に入る優良運転代行業者評価認定制度について、公益社団法人全国運転代行協会と公益財団法人運転代行振興機構を交えて検討を重ね、認定要件をさらに精査することによって、制度に対する一層の信頼獲得を目指すことになりました。会員各位におかれましては、運転代行利用者にとって信頼できる運転代行業者を選ぶ目安となるこの制度の目的をご理解いただき、引き続き一社でも多く優良認定申請なさることを望みます。

第2期の申請方法は、近々優良運転代行業者の皆様には文書でご案内し、新規申請業者の方々は当協会及び(公財)運転代行振興機構のホームページから申請書類一式をダウンロードできるようにします。